

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 6 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700252号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800013号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月7日から平成27年2月1日まで

私は、A社において、平成24年11月7日から平成27年1月31日まで正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、当初、平成24年11月7日と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった平成24年11月1日より後の平成27年1月14日付けで、当該資格取得年月日が遡及して取り消されていることが確認できる。

一方、A社の事業主は、年金事務所に対し、上記の資格取得年月日の取消について、請求者には、不定期的な支払はあったが、具体的な労務の提供は受けていない上、月々の決まった報酬としての支払はなく、保険料徴収もしていない旨陳述している。

また、A社が顧問契約していた税理士事務所が年金事務所に提出した同社に係る異動届出書(平成25年1月29日B税務署受付)によると、同社は平成24年10月31日付けで休業した旨が記載されているところ、当該税理士事務所は、A社は同日以後活動していない旨陳述している。

さらに、請求者は、同僚照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから判断すると、前述の請求者に係る被保険者資格取得年月日の取消は、事実在即した処理ではなかったとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。